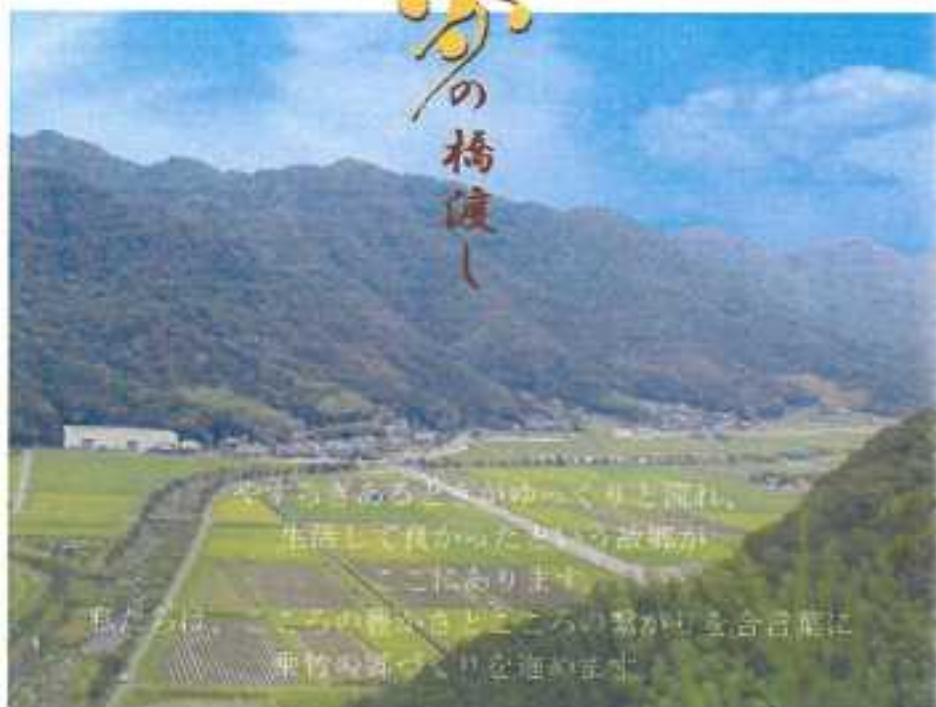


郷づくり、

未来へ



橋渡し



# 桑竹地区整備計画

平成 16 年 11 月

篠山市

## CONTENS

**乗竹地区整備計画****もくじ**

1. 整備計画策定の背景	2
2. 名称及び区域	3
3. 整備計画の目標	3
4. 整備計画の内容 (1) 土地利用に関する事項 (2) 森林及び緑地の保全に関する事項 (3) 緑化及び景観の形成に関する事項	4 8 8
5. 整備計画の達成を担保するための措置	11
6. その他地域環境の形成に関する事項	12
<b>参考資料</b> 乗竹地区の現況 土地利用規制等の状況 乗竹のおすすめ色・控えたい色 将来構想図	13 14 15 16

## 整備計画策定の背景

兵庫県では、緑豊かな地域環境の形成による自然環境と調和した満足のある地域社会の実現を目指し、平成6年3月に「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下、「緑条例」という）」が制定された。

本計画の対象となる乗竹地区は、篠山市北部に位置し、多紀連山県立自然公園の緑豊かな山並みに抱かれ、ホタル舞う宮田川のうるおす肥沃な平野には、稔り豊かな農地が広がる、自然と共に美しい郷である。平成10年に、農産物の加工販売等の地域活性化センター「黒豆の館」が開設され、平成15年春には、篠山市道西紀丹南線「にしきトンネル」の開通や、地区内を横断する市道小坂倉本線の道路改良など、交通等生活環境が一新された状況にある。地区内の人口は、平成16年4月現在140人、世帯数36戸で、平成6年を境に、新規転入なども徐々に増え、人口、世帯数共に増加に転じている。一方、高齢化率は約28%と（平成12年度国勢調査調べ）、丹波地域平均25%（同）を上回る超高齢社会に至っている。

地区の土地利用は、平成年代に入って、工場や住宅等、若干ながら増加の兆しが表われ始め、農振法に基づく農用地の除外地を取得して宅地転用する動きが散発し、高齢化や農業後継者不足と相まって、民間開発の圧力が高まり、無秩序な農地の転用が懸念されはじめた。



このため、秩序ある土地利用と地域環境の保全・活用に向けた「整備計画」の策定が必要となり、このたび、「緑条例」に基づき、乗竹地区の整備計画を策定することとなった。なお、本計画は市民参画型まちづくりの精神に則って、住民組織（乗竹郷づくり協議会）と行政、および(財)丹波の森協会が協働して取り組み、策定したものである。

## 2 名称及び区域

(1) 本計画は、「乗竹地区整備計画」と称する。

(2) この計画書に記載する適用範囲は次のとおりである。

篠山市乗竹字杭谷ノ坪、家ヶ谷坪、上ノ谷ノ坪、深田ノ坪、上河原ノ坪、八幡ノ下ノ坪、前田ノ坪、下ノ谷ノ坪、下カイチ坪、下ノ谷カイチ坪、西道ノ坪、ユヅロノ坪、西田ノ坪の全城

篠山市乗竹字中ノ谷ノ坪、善ノ池ノ坪の一部区域

篠山市垣屋字杭谷ノ坪、そうの坪の一部区域

篠山市打坂字澤ノ坪の一部区域

(計画区域を土地利用計画図に示す。)

(3) 整備計画区域の面積は、約 40ha とする。

## 3 整備計画の目標

地区では、郷のめざす将来像として、「花いっぱいの郷」「自然と共生する郷」「人と人との絆を結ぶ郷」の3つを定めた。この3つの将来像を実現していくために、本計画により、土地利用や森林、緑地、景観等について地域の合意形成を図り、農と森と健全に調和する、快適で美しい郷の形成をめざすものである。

### 【花いっぱいの郷】 花と笑顔いっぱいの 美しい郷にしよう

どこを見ても花いっぱい、  
四季折々の花や緑に彩られ、  
道行く人も、訪れた人も  
笑顔いっぱいになる乗竹です。

### 3 つの 将 来 像

～こんな乗竹をめざそう～

#### 【自然と共生する郷】 自然豊かで心も豊か、 農、川、森と共に生きる郷にしよう

豊かな森の緑、美しい田畠と宮田川は、  
乗竹の宝ものです。  
これら郷の環境財の保全管理を  
積極的に考える、  
自然と共に生きる豊かさが伝わる乗竹です。

#### 【人と人との絆を結ぶ郷】 陽だまりあったか乗竹、 こころ豊かな交流の郷にしよう

できることから、みんなが楽しみながら、  
互いに応援团となって、息の長い郷づくりを行っています。そして内と内、内と外との  
交流を積極的に取り広げる、  
日当たりも風通しも良い、元気な乗竹です。

## 整備計画の内容

本計画は、(1) 土地利用に関する事項、(2) 森林及び緑地の保全に関する事項及び(3) 緑化及び景観の形成に関する事項、の3つの事項を重要な柱とするものである。各事項とも、「乗竹郷づくり協議会」において協議検討が重ねられ、住民及び関係土地所有者等権利者の合意の得られた内容である。

また、経済情勢の変化や公共事業等の社会資本整備、さらには私的な必然性に基づく要請により周辺環境が変化することも想定されることから、おおむね5年を目途として変更できるものとする。

### (1) 土地利用に関する事項

地域の現状をふまえて、用途区域とそれに応じた建築物の用途を定めた土地利用計画を策定し、地区内での適正な開発及び建築の誘導と計画性のある集落形成を図る。

#### ①用途区域の設定

生活環境や営農環境、自然環境等と調和した、秩序ある用途を設定することは、地区住民が安心して快適な生活空間を形成するための基盤となるものである。次の5種類の区域を設定して土地利用を計画する<sup>※</sup>。

#### 暮らしのエリア（集落区域）

『暮らしのエリア』は、快適で美しい住環境を形成するエリアです。集落内の農地は、ゆったりした空間を生む、生活環境をうるおす緑地空間としても位置づけられるものであり、保全と有効活用をめざすものとします。

なお、農用地区域に指定される杭谷については、この『暮らしのエリア』に含みますが、農用地の一筆転用を行なわず、全体あるいは南北方向での一団の土地として、道路、公園等の施設と共に、総合的な土地利用を図るものとします。

面積△9.6ha

#### 稔りのエリア（農業区域）

市道小坂倉本線から南は、ほ場整備が行われ、農用地区域に指定されています。このエリアでは、将来に渡って農業の振興を図り、宅地等への転用を原則行なわない、優良農地として保全を図っていきます。

なお、『稔りのエリア』では、既存建築物の同用途同規模の建て替え、もしくは分家住宅の建築に限って可能ですが、『稔りのエリア』内に分家住宅を建てざるを得ないという場合も、極力、『暮らしのエリア』内との換地を検討するなど、良好な農地の保全に努めるものとします。

面積△22.7ha

### みらいへのエリア（特定区域）

西紀小学校と工場、および道路改修に伴う残地を含めた公民館周辺は、地域の活性化や利便性の向上に資する施設立地とする、基本的に他の区域で行なうことのできない土地利用を周辺地域と一体的に整備するエリアです。

面積≈2.5ha

### こころのエリア（保全区域）

宮田川および八幡神社の杜から市道までを『こころのエリア』とします。乗竹の中央部に位置する八幡神社周辺は、尾根筋の縁が郷に迫出し、森から農、川へ、さらには西紀小学校へと連なる、環境を結ぶ南北の軸となる位置にあります。ここは、東西の谷に展開する集落を結ぶ場であると共に、環境と暮らしとの結節点、いいうなれば地域のヘソとしての役割を担っています。

このため、集落みんなの心を寄せる拠りどころとして、杜や農地、川などの環境の保全を図ると共に、原則的に建築物を設置せず、杜から山並みへと続く眺望と環境の連続性を確保するものとします。

面積≈3.8ha

### 山あそびのエリア（森林区域）

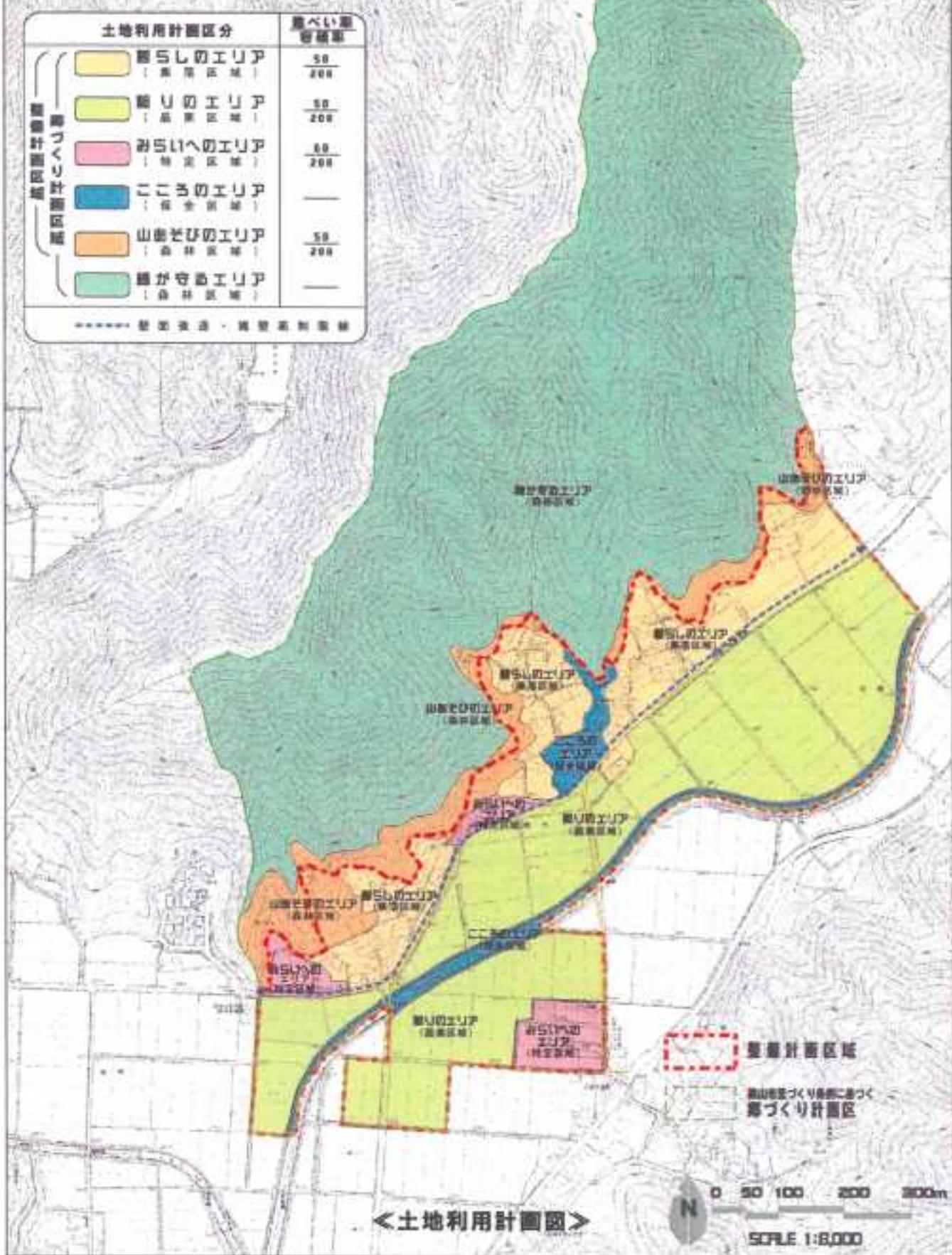
森林のうち、一連の連続した山裾の区域は、かつて薪炭林として利用されると共に、公園山とも呼ばれ、子ども達の山あそびの場ともなっていた森です。

ここでは、森と親しむ場として、世代間や都市との交流を進めるなかで、里山林利用を進め、また昨今、全国的にも問題となっている竹林の延伸防止など、里山の保全管理を、散策路や交流レクリエーション施設の整備など、森との語らいの中で進めるエリアです。

面積≈1.4ha

※本整備計画区域では、5種類の用途地域として区分していますが、「篠山市緑豊かな里づくり条例（以下、「篠山市里づくり条例」という）」に基づく「乗竹里づくり計画」では、「緑条例」の「森を守る区域」を計画区域に含め、「緑が守るエリア（森林区域）」を加えた6区分として計画しています。

## 土地利用計画図



## ②建築物用途の設定

各々の区域にふさわしい建築物の用途を次のとおり設定し、誘導を図る。

#### 〈建築物の用途〉

以上) 何れのエリブに關しても、既存建築物の建て替えにつきては、同用途で同構造のものに限り可とします。

注2) 記載のない用途については別途、協議を行つたのとします。

△図1:既存住宅の同等標準の建て替えもしくは分家住宅の建替に際して町

△表2-24 時間當量については、別途協議するものとします。

△第3-10塊以內不可。

## (2) 森林および緑地の保全に関する事項

「山あそびのエリア」については、一定量の森林を保全するものとする。

開発面積	保全する森林の割合
5ha 以上	50%
1~5ha	40%
1ha 未満	30%

## (3) 緑化及び景観の形成に関する事項

緑化の推進と共に優れた景観の形成を図るために、緑地の確保や、建築物等の形態を設定するとともに、その意匠などについて「乗竹のデザインマナー」を設ける。

### ① 緑地の確保

「山あそびのエリア」を除く区域では、開発面積の 20%以上（開発区域 5ha 以上の場合は 30%以上）の緑地を確保すると共に、開発面積 250 m<sup>2</sup>あたり 1 本以上の高木を植えることとする。

### ② 建築物等の形態

緑条例の地域環境形成基準などを踏まえた上で、地区の状況に合わせて、次のとおり設定する。

◀建築物等の形態▶

土地利用計 画区分	みらいへの エリア (特定区域)	暮らしの エリア (集落区域)	穂りの エリア (農業区域)	山あそびのエ リア (森林区域)
最 敵 地 規 模		宅地面積 250 m <sup>2</sup> 以上		300 m <sup>2</sup> 以上
建 べ い 率	60%以下		50%以下	
床 面 積		500 m <sup>2</sup> 以下		
容 積 率		200%以下		
高 さ 制 限	階数は 2 階までとします。やむを得ず 3 階以上とする場合は、意匠に配慮し、乗竹の風景と調和るように努めます。			
境 界 部 の 形 状 や 構 造	敷地境界に擁壁を設ける場合は、自然石等、乗竹の風景に調和した素材とし、その前面法勾配は、3 分（1:0.3）よりも緩やかなものとします。また壁面の緑化に極力努めるものとします。 乗竹の幹線道路である市道小坂倉本線沿いは、樹の風景に大切な、隣家の壁となっています。市道小坂倉本線に面して擁壁を設ける場合は、擁壁の最高高さは 1m 以下とし、1m を越える部分は法面とします。			
建 物 壁 面 の 位 置 <small>(壁面後退線)</small>	乗竹の幹線道路である市道小坂倉本線に面する建築物は、視認性が高く広範囲から眺められることから、山の傾斜に沿ったやさしい樹の風景を守るため、壁面を敷地境界から 3m 以上後退させて設置するものとします。			

なお、本地区は、扇状地の緩やかな勾配に沿って家並が形成されており、敷地の高低差を

処理するため、おのずと擁壁や法面等が発生する。現在、乗竹では、宅地の北側で高低差を処理している場合や、敷地が広いことから擁壁を立てず法面で高低差を処理されている場合、また擁壁とされているものでも自然石積みとされている場合が多く、圧迫感が少なく、山の稜線や山の緑を見失わない環境が形成されている。今後も、このような環境を損なわないために、市道小坂倉本線に面する境界部の形状や構造に関するルールを設けている。

## ②建物の意匠など

建物の意匠や、外構、屋外広告などは、「乗竹のデザインマナー」に従い、ともに美しい郷に磨きをかけるものとする。

### 《乗竹のデザインマナー》

1 意匠・材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>建築物や工作物の意匠や材料については、乗竹の佇まいを誇れる郷としていくため、乗竹のひとりひとりが充分に考えて行うものとします。新增築、改築に際しては、事前に、協議会と協議しましょう。</li><li>建物各部位や外構、工作物等の基調となる色彩は、山並みの緑を息づかせ、乗竹の郷の風景との調和を考え、灰色または黒、茶系の落ち着いた色彩とします。なお、屋根については、灰色や黒などの明度の低い無彩色調とします。</li></ul>
2 屋 根	<ul style="list-style-type: none"><li>本瓦を基調とした屋根景観を大切に考え、伝統的な建築様式との調和を図るため、極力、勾配屋根とするように努めます。</li><li>屋根の色彩については、灰色や黒などの明度の低い無彩色調の落ち着いた色彩とします。</li></ul>
3 外 構 (垣根・庭)	<ul style="list-style-type: none"><li>門、堀を設置する場合は、敷地の外と連続した、明るくさわやかな郷となるよう、高さを控えるものとし、景観や安全性を考え、生垣や板垣、竹垣など、できるだけ自然の素材を用い、フェンスなどは、緑で覆うように努めます。</li><li>庭は、美しい郷の風景をつくる大切な宝です。庭先には、花や緑をはぐくみ、花緑の美しい乗竹をつくりましょう。</li></ul>
4 駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地内には、駐車スペースを必ず確保するものとします。駐車場の位置や意匠等は、乗竹の風景と調和するよう配慮します。</li></ul>
5 屋 外 設 備 等	<ul style="list-style-type: none"><li>乗竹の郷の風景を大切に思い、2階など屋外に設置する空調機等の設備機器は、極力、周囲から見えにくい位置に設置するようにしましょう。</li></ul>

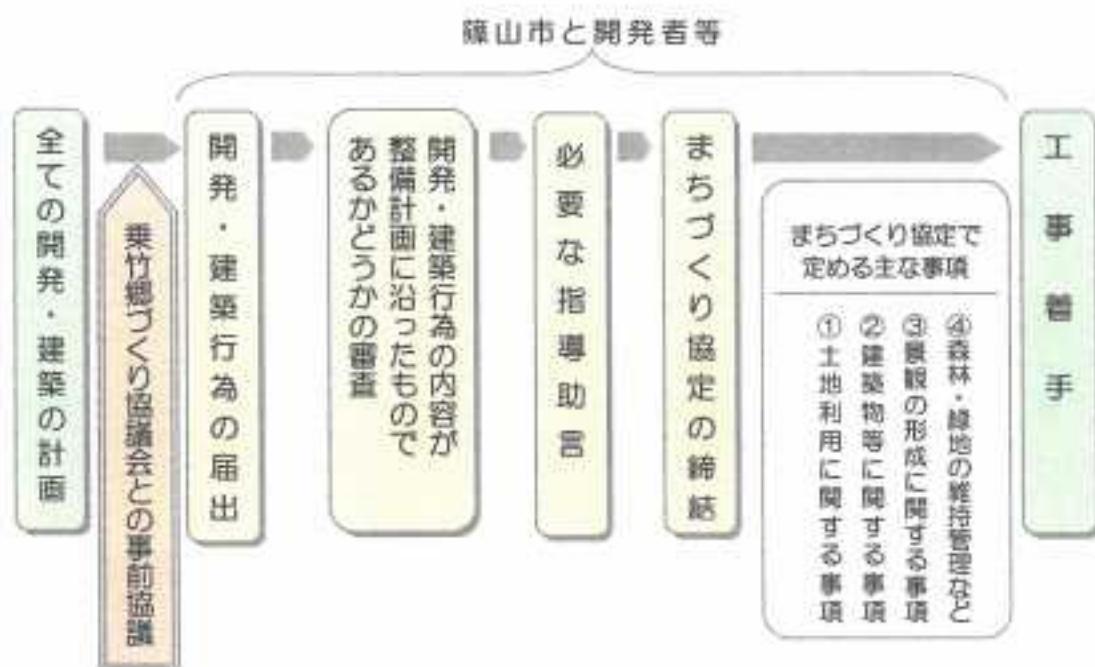
## 6 屋外広告物

- ・屋外広告物の設置に際しては、乗竹の風景に調和するかどうか、位置、形状、色彩等について、設置場所の貸し手も含め充分に配慮しましょう。
- ・野立看板ほか壁面広告等の、常設する屋外広告物は、地上高さは3mまで、表示面積は10m<sup>2</sup>までとし、その他、色彩等の基準は、県屋外広告物条例に従うものとします。
- ・地区では、立看板、はり紙、のぼり旗なども含め、屋外広告物の設置に際しては、事前に協議会と協議することとしている。

なお、地区では、屋根および外壁の色彩について、具体的なお薦め色、これから使用を控えていきたい色を参考に設定している。(参考資料参照)

## 5 整備計画の達成を担保するための措置

本計画に掲げる事項の達成のために、「緑条例」および「篠山市里づくり条例」に基づく“整備計画”として認定し、篠山市への開発および建築行為の届出、本計画等に基づく指導・助言等の手続きを行うものとする。届出等の手続きの概要は次のとおりである。



\*乗竹郷づくり協議会：乗竹郷づくり協議会規約に基づき、地区住民などで組織されている協議会。なお、土地利用の転用や売買に関する、事前協議窓口ともなっている。

## 6 その他地域環境の形成に関する事項

以上の事項のほか、地区では、三つの将来像—「花いっぱいの郷」「自然と共生する郷」「人と人との絆を結ぶ郷」を実現し、地域特性に応じた質の高い地域環境づくりを行うために、以下の取り組みをすすめることとしている。

### ＜郷づくりプログラム＞

#### 1 花いっぱいの郷にしよう

花と緑の乗竹シンボルロードづくり(くろまめ花街道、わらしへの道、のりたけ花街道)、乗竹さとの顔作り(公民館周辺)、花いっぱい運動の展開

#### 2 陽だまりの小径をつくろう

のりたけ遊歩道づくり(乗竹ぶらぶら小径)、ユニバーサルデザインの郷づくり

#### 3 自然を活かす遊びの砦をつくろう

川あそびの砦づくり(川じゃこ公園)、森あそびの砦づくり(湧き水の森、稻荷の森)

#### 4 こころ豊かな交流の郷としよう

社の社づくり(社の社)、美しい森づくり

#### 5 農をはぐくもう

営農への仕組みづくり、休耕田を活かそう(極楽たんぼ)

#### 6 こころ豊かな交流の郷としよう

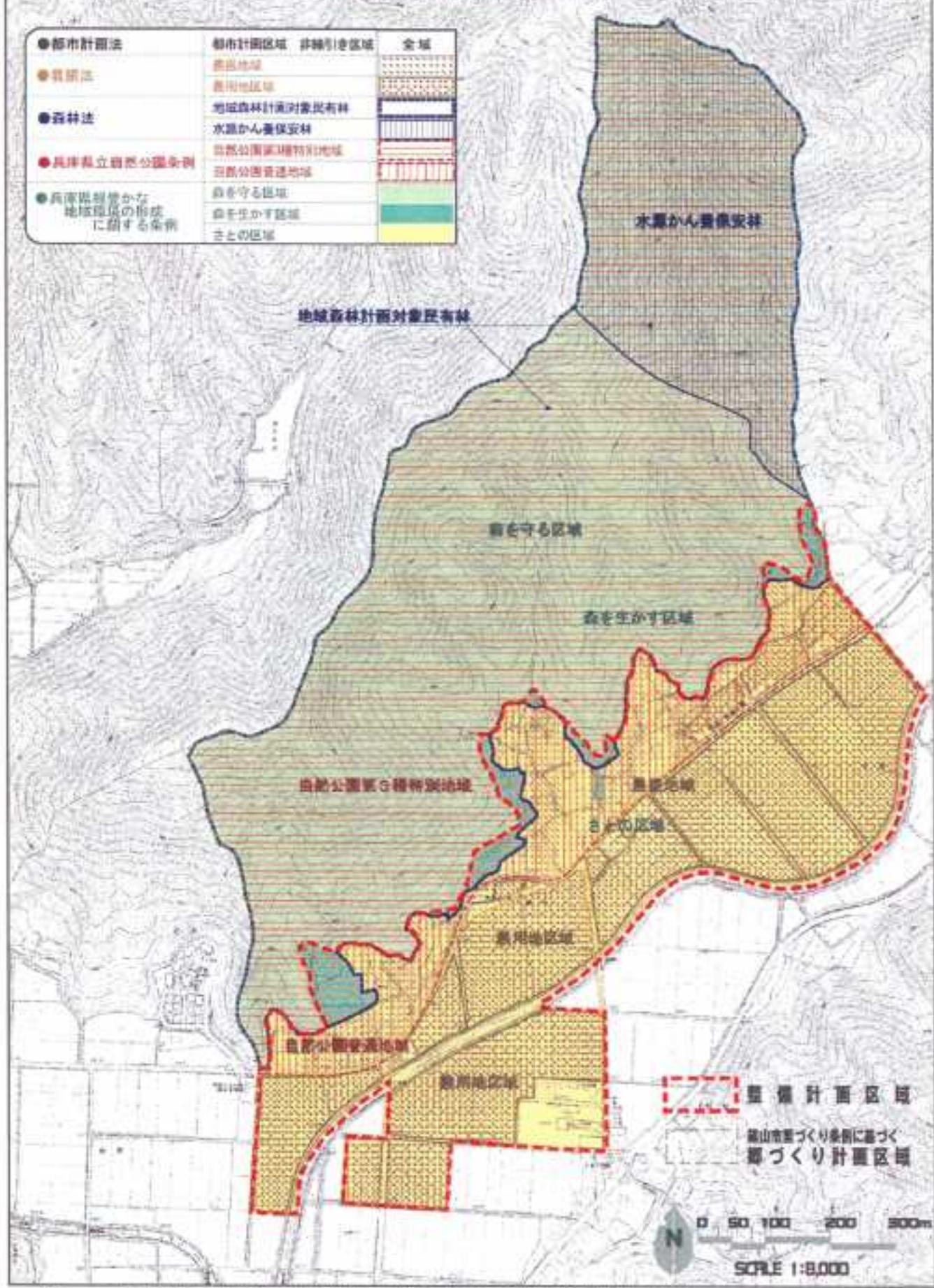
日曜サロンの開催(公民館)、乗竹かわら版を活用しよう





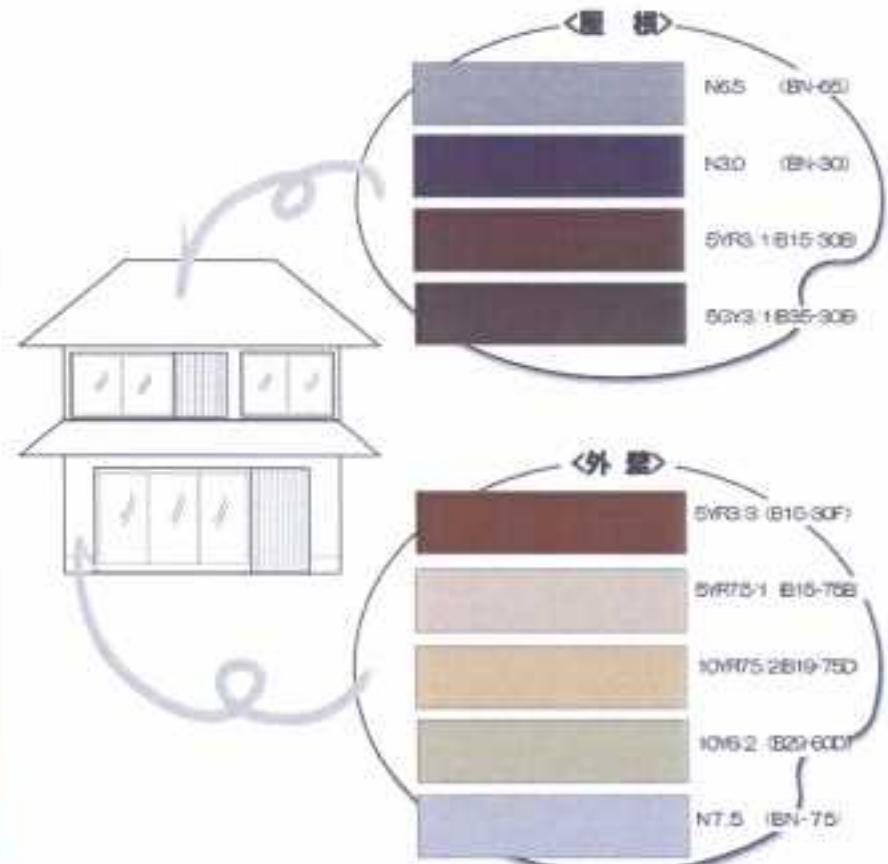
## 土地利用規制等の状況

●都市計画法	都市計画区域 非排水区域	全域
●景観法	景観地域	
●森林法	農用地帯	
	地域森林計画対象民有林	
	水路かん養保安林	
●兵庫県立自然公園条例	自然公園第3種特別地域	
	亞熱公園普通地域	
●兵庫県規制かな 地域環境の形成 に該する集落	森を守る区域	
	森を生かす区域	
	さとの区域	



これから使っていきたい  
建物の外観の色見本です。  
ご活用ください。

## 乗竹のおすすめ カラー palette



色見本の番号は、マンセル表示です。

(1) の中は、(社)日本塗料工業会による塗料用標準色見本帳(2003年版)による色見本です。  
樹脂樹脂によって色見が異なる場合があります。(社)日本塗料工業会の塗料用標準色見本帳(2007年版)  
にて白色ゴマを含むした樹脂漆を二番目ください。左記、質感を伴う材質の色とは異なる場合もあります。  
青、黒、緑などを用いる場合は、(マンセル)の色相環でG-H-F(灰色系)、W-N-C(白色系)、R-Y-B(暖色系)  
等でください。

また木材や石材等の自然素材色は色見本の対象外です。

### これから 使用を控えていきたい色



外壁の使えない色として示している色は、樹脂外観に使っての使用は、使いたいと考える色で、  
上下に分けるなど、段階的に用いて粗くPは使えない色です。

車の外観色用H/Fは、使用を控えていたりH/Fは、樹脂上、樹脂に見える場合があるから使わない色です。  
樹脂を控えていたりH/Fは、車の強い顔色です。

将来機器人

八

- ◎花見通り** <花みどりの  
おりたけシンボルロード>  
 ●くろまめ花街道  
 ●のりたけ花街道  
 ●わらしへの道

**◎紫竹さとの脇**

**◎隠だ歩きの小径**  
 ●乗竹ぶらぶら小径  
 ●墓参り道普請

**◎自然を生かす遊びの森**  
 ●川じゅご公園  
 ●湧き水の森  
 ●稻荷の森

**◎鹿をはぐくむ**  
 ●社の社

**◎鹿をはぐくむ**  
 ●極楽たんぽ

《精英》

## 七ツ沢屋跡～猿掛山敷跡周辺整備による森あそびの始まり

卷之三

#### 高齢者等も歩きやすい路面の改善

花いっぱいの顔づくりを進める

## 竹林の延伸防止等 美しい森づくり を進めよう

さとうかわ

花壇づくり事業に。  
公民館蔵の本の紹介

卷之三

第三回 水面邊の  
暮れに於ける

第1章 古の交流拠点

《《多谢桃花源》

## 沿道樹による地域の景観軸の形成

